

市民憲章の制定及び制定スケジュールについて

1 制定の趣旨

平成18年1月1日、伊達町、梁川町、保原町、霊山町、月舘町の5町が合併し、伊達市が誕生しました。平成28年に迎える市制施行10周年を機に、更なるふるさとへの愛着心を育み、まちの一体感を醸成するとともに、協働してより良いまちづくりを進めていくための行動規範となる市民憲章を制定します。

2 制定の基準

市民憲章を策定するにあたり、次の事項に配慮することとする。

- (1) 市民共通の尊い目標であること。
- (2) 市民にとって親しみやすく印象深く感じられること。
- (3) 表現が簡潔で分かりやすいこと。(小学生でも理解できること)
- (4) 音読したとき心地よく耳にはいつてくること。
- (5) 世代を超えて共通認識として感じられ、次世代に継承できるもの。
- (6) できるだけ外来語を使わないこと。

3 形式(委員会で検討)

- (1) 前文と本文の二部構成とする。
- (2) 前文では伊達市の地理・気候・風土・歴史・特徴・誇るべき点・制定の事情等を簡潔に述べる。
- (3) 本文については、3～5箇条程度とする。

4 制定の方法

- (1) 伊達市市民憲章検討委員会を設置する。
- (2) 検討委員が私案を作成し、委員会が素案を作成する。
- (3) 委員会が作成した素案をもとに、ホームページ等によるパブリックコメントを実施し、広く市民から意見を募集する。
- (4) 委員会は、パブリックコメントにかかる市民の意見をふまえ、市民憲章(案)をまとめ、検討結果を市長に報告する。
- (5) 市長は、委員会から報告された市民憲章(案)について、庁内で審議し決定する。
- (6) 市民憲章の制定について、市議会に報告する。
- (7) 市民憲章の制定
- (8) 市民憲章の披露(記念式典)

【制定スケジュール】

平成27年
12月16日

第1回検討委員

・委嘱状交付 ・市民憲章について

私案の作成

1月中旬

第2回検討委員

私案の取りまとめ
素案の検討

2月上旬

第3回検討委員

素案の決定

3月1日～15日

パブリックコメント実施
(15日間)

・市ホームページへ掲載

3月中旬

第4回検討委員

・寄せられた意見の取りまとめ

憲章(案)決定

市長への報告

3月末

庁内審議・憲章の決定

市議会への報告

市民憲章制定

6月

式典披露

